

自動車運送事業者に対する行政処分等の基準を改正します

～ 7月から過労防止関連の処分を厳しくします ～

国土交通省では、自動車運送事業者（トラック、バス、タクシー）への行政処分基準に関係する通達改正を行います。施行は、平成30年7月1日を予定しています。

（主な内容）

- ・ 過労防止関連違反等に係る車両停止等の処分量定を引き上げます。
- ・ 営業所での監査結果に基づき行われる車両の使用停止（行政処分）について、トラックに関しては、営業所で保有する車両数全体の最大5割に引き上げます。

1. 行政処分の強化

自動車運送事業（トラック、バス、タクシー）の運転者は、全職業平均と比較して労働時間が約1～2割長く、いわゆる過労死の認定件数も職種別で最も多い実態にあり、長時間労働の是正や過労の防止は重要な課題です。このため、昨年8月28日に「自動車運送事業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議」において取りまとめられた「直ちに取る施策」においても、行政処分の強化を行う方針が示されたところです。

以上のような状況を踏まえ、今般、過労防止関連違反等に係る行政処分の処分量定の引上げを行うなど、行政処分等の基準について、所要の改正を行うこととします。

（平成30年7月1日施行予定）【別紙参照】

2. トラック事業者の法令遵守の徹底を図るための措置

トラックの適正化事業実施機関が実施する巡回指導において、法令未遵守事項が多くみられ、改善指導を受けたにも関わらず改善が図られない等のトラック事業者の他、「定期点検の実施」、「健康診断の受診」及び「社会保険等の加入」に関する法令未遵守状況が継続的に見られるトラック事業者等に対して、重点的に監査を実施することとします。

（平成30年10月1日開始予定）

【問い合わせ先】

1. に関すること

自動車局安全政策課 勝亦、菊池、澤田

代表：03-5253-8111 内線 41632,41633

直通：03-5253-8566 FAX：03-5253-1638

2. に関すること

自動車局貨物課 岡田、澤

代表：03-5253-8111 内線 41334

直通：03-5253-8576 FAX：03-5253-1638

行政処分の強化

処分量定の引き上げ(トラック、乗合バス、タクシー)
○過労防止関連違反に係る行政処分の処分量定を引き上げる。

《現行》初違反

▷ 乗務時間等告示遵守違反

- (安全規則第3条)(運輸規則第21条)
- 未遵守5件以下 警告
 - 未遵守6件以上15件以下 10日車
 - 未遵守16件以上 20日車
 - 未遵守31件以上3名以上等 30日事業停止

▷ 健康状態の把握義務違反

- (安全規則第3条)(運輸規則第21条)
- 把握不適切50%未満 警告
 - 把握不適切50%以上 10日車

▷ 社会保険等未加入

- (事業法第25条)(運送法第30条)
- 一部未加入 10日車
 - 全部未加入 20日車

《改正》初違反

▷ 乗務時間等告示遵守違反

1箇月の拘束時間及び休日労働の限度に関する違反が確認された場合は、左記(現行)の件数として計上し処分日車数を算出するとともに、さらに別立てで次のとおり処分日車数を算出し、左記の処分日車数に合算する。

- 未遵守1件 10日車
- 未遵守2件以上 20日車

- 月の拘束時間(トラック)
 - >293時間以内(労使協定320時間)
- 休日労働
 - >2週間に1回まで

▷ 疾病、疲労等のおそれのある乗務

- 健康診断未受診者 1名 警告
- 健康診断未受診者 2名 20日車
- 健康診断未受診者 3名以上 40日車

▷ 社会保険等未加入

- 未加入 1名 警告
- 未加入 2名 20日車
- 未加入 3名以上 40日車

- 健康保険
- 厚生年金保険
- 労働者災害補償保険
- 雇用保険

その他処分量定の改正

- 記録の改ざん・不実記載のような労働時間を管理する点で問題がある事項及び虚偽届出については処分を強化する。
- 帳票類の「全て保存なし」については、「全て記録なし」と同じ処分量定に統一する。等

行政処分の強化

処分量定の引き上げ(トラック)

○行政処分により使用を停止させる車両数の割合を最大5割に引き上げる。

《現行》

処分日車数	配置車両数(台)			
	1~10	11~30	31~60	61~100
~30日車	1	1	1	1
31~60	1	2	2	3
61~100	1	2	3	5
101~300	2	3	5	8
301日車~	3	3	5	10

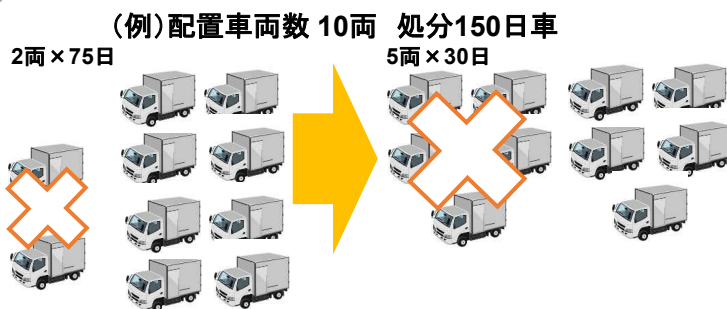
※車両停止は営業所毎に行う

例えば、処分150日車のとき、営業所当たり、配置車両数
5両の場合は、車両停止 2両×75日
10両の場合は、車両停止 2両×75日
100両の場合は、車両停止 7両×18日、1両×24日

《改正》

使用停止車両割合を全車両の最大5割に引き上げ

例えば、処分150日車のとき、営業所当たり、配置車両数
5両の場合は、車両停止 2両 (×75日)
10両の場合は、車両停止 5両 (×30日)
100両の場合は、車両停止 15両 (×10日)



【その他(トラック事業者の法令遵守の徹底を図るための措置)】

- 適正化実施機関による巡回指導において、①総合評価が著しく悪い事業者、②新規参入後の総合評価が継続して悪い事業者、③健康診断受診や社会保険加入等の基本項目が継続して不適切である事業者、に対して重点的に監査を実施します。